

第1章 消費税法の概要

§ 1 消費税とは

消費税は、物の販売や貸付け、サービスなどに課税することによって、その商品の販売価格やサービス代金などに10%の税金が上乗せされ、その結果として購入者や受益者にその税金を負担させることを予定して立法されています。

たとえば、宝石店が200万円で宝石を販売しようとする場合、この宝石店は販売価格200万円に10%の消費税20万円を上乗せした220万円で販売することになりますので、その購入者であるお客様は、20万円の消費税を負担することになるのです。

なお、この場合、その宝石店が購入者から領収した消費税を納税することになるわけですが、最終的にこの20万円を税務署に納めることになるのかというと実はそうではありません。

消費税は、その取引が消費者に対する小売なのか、事業者に対する卸売なのかということに関係なく、取引の都度、その取引金額に10%の税率で課税されることになっています。

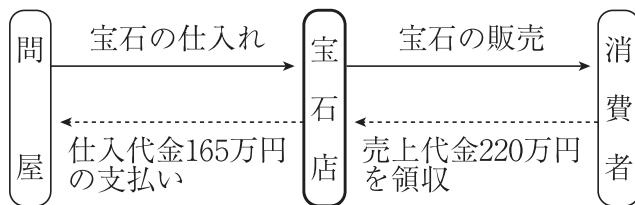
たとえば、この宝石店が、宝石を問屋さんから仕入れる場合、問屋さんが上乗せした消費税を仕入代金とともに支払うことになりますが、これを差し引いた金額だけ最終的に税務署に納めることが認められています。

したがって、宝石店がこの宝石を問屋さんから仕入れる際に、仕入代金の150万円と10%の消費税15万円を合わせた165万円を問屋さんに支払い、これをお客様（消費者）に販売した際に、代金200万円と10%の消費税を合わせた220万円を領収したような場合には、この宝石店が税務署に納付する消費税は、預かった消費税20万円から支払った消費税15万円を差し引いた5万円となります。



ちなみに、問屋さんの仕入れを無視して考えた場合、問屋さんの納付する消費税15万円と宝石店の納付する消費税5万円の合計額20万円は、最終購入者であるお客様の税負担額と一致することになります。これについては、消費税が、各取引段階にいる事業者が、消費者の負担すべき消費税を分担して納税するというシステムになっていることを示しています。

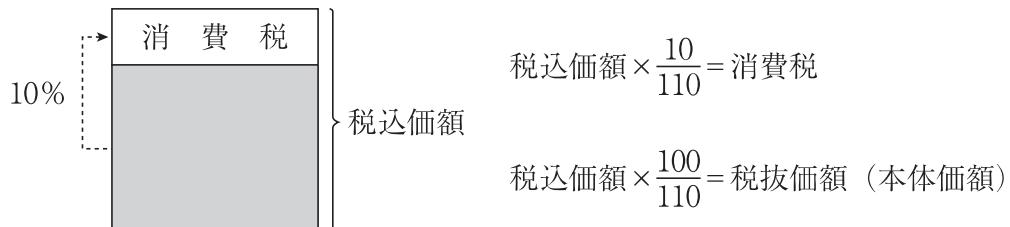
なお、現実の商取引においては、売上代金、仕入代金ともに消費税を含んだところの金額（税込価額）により決済が行われますので、実際に宝石店の納付する消費税は次のように計算することになります。



$$2,200,000\text{円} \times \frac{10}{110} - 1,650,000\text{円} \times \frac{10}{110} = 50,000\text{円}$$

本体価額に10%の消費税が上乗せされたところの金額が税込価額なわけですから、これに $\frac{10}{110}$ を乗ずることにより、税込価額に含まれる消費税を算出することができます。

また、税込価額から税抜きの本体価額を算出する場合には、税込価額に $\frac{100}{110}$ を乗ずることにより算出することができます。



消費税は、土地や株券の売却、住宅の貸付け、利息などの一部の例外（これを非課税取引といいます）を除いて、原則としてすべての取引について課税するものですから、食料品やＪＲの運賃、コーヒー代など日常生活に関連するすべての取引について消費税は課税されています。

ですからＪＲの運賃が140円だとすると、これは10%の消費税が上乗せされたところの金額であり、本来の金額（本体価額）はおよそ127円 ($140\text{円} \times \frac{100}{110}$) ということになるのです。